

- (ロ) 予算案及び決算の報告
- (イ) 新幹部の発表(11月総会)
- (ニ) 年間活動計画
- (ホ) 部員の処罰
- (ヘ) 部費及び入部費に関する事項
- (ト) その他

第5条 幹 部 会

第一項 幹部会は部の総合的な運営を計るために、幹部が必要とした場合召集する。

第二項 幹部会は3名以上の幹部の出席により成立する。(但し主将あるいは主将代理としての副将の参加がなければ成立しない。)

第6条 部 費

第一項 部費は年間8,000円とする。

但し前期納入金 4,000円

後期納入金 4,000円

第二項 納入期間

前期納入は5月15日までとする。

後期納入は10月15日までとする。

第三項 止むを得ず部費を延納するものは納入期間内に誓約書を会計に提出し、会計の承認を得なければならない。

第7条 入 部

第一項 新入部員は原則として第1学年に限る。

尚、入部期間はその年の5月末日迄とし、それ以後の入部は幹部会によって主将が決定する。

第二項 入部金は4,000円とする。

第8条 休 部

第一項 休部を願う者は所定の書類を総務に提出し、幹部会において認められたならば主将がこれを決定する。

但し、休部者も本部則に基づいて行動する。

第二項 休部期間は1カ年以内とする。

第9条 退 部

第一項 退部を願う者は、所定の書類を総務に提出し、幹部会において認められたならば主将がこれを決定する。

第二項 部の統一をみだし又は、本部則に反した行動をとった部員に対し、幹部会の決定により退